

保護者様

千葉大学教育学部附属小学校 校長

「療養報告書（保護者記入）」の提出について

日頃より、本校の教育活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、本校では学校保健安全法施行規則に基づいた特定の感染症り患後に登校する際、登校許可証明書（医師記入）または療養報告書（保護者記入）の提出をお願いしております。

しかし、現在、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の他、多様な感染症の流行拡大を受け、登校許可証明書の対応について変更を行います。

今回、対象となる感染症は「ヘルパンギーナ」「手足口病」「伝染性紅斑（りんご病）」「伝染性膿痂疹（とびひ）」です。医師の診断後、学校を欠席する必要が生じた場合には、登校再開の際に保護者の方が以下の「療養報告書（保護者記入）」に療養経過を記入し、学校へ提出をお願いします。

「ヘルパンギーナ」「手足口病」「伝染性紅斑（りんご病）」の登校再開の基準は「全身状態の安定した者は登校可能」、「伝染性膿痂疹（とびひ）」の登校再開の基準は「患部を覆うか、覆えない場合は痂皮が脱落するまで」です。欠席しない場合は「療養報告書（保護者記入）」の提出の必要はありません。

千葉大学教育学部附属小学校 校長様

保護者が記入

療養報告書

_____年_____組 児童名_____

_____月_____日（発症日）より療養中のところ、症状が軽快し、下記経過の通りに回復したことを報告します。よって、_____月_____日より登校します。

記

| 該当疾患に○ | 疾患名 | 登校再開の目安 |
|--------|-------------|--|
| | ヘルパンギーナ | 解熱後 24 時間以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく食事がとれ、学校での活動に通常通り参加できる状態 |
| | 手足口病 | |
| | 伝染性紅斑（りんご病） | 解熱後24 時間以上経過し、学校での活動に通常通り参加できる状態 |
| | 伝染性膿痂疹（とびひ） | 患部を覆えれば登校可能。 覆えない場合は痂皮が脱落するまで |

受診した医療機関名（_____）

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

保護者氏名_____